

訓令

埼玉県訓令第二号

本庁
地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表中越谷児童相談所の項を削り、埼玉学園の項を次のように改める。

埼玉学園	調理給食の業務に従事する職員	4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	勤務時間が7時間45分の場合は45分以上2時間30分以内とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
------	----------------	------------------------	-------	------------------------------	---

附則

この訓令は、公布の日から施行する。